

(株)Brilliaグループ ご報告事項(第4回)(2018.9.19) 1/2

第3回債権者集会(平成30年3月28日)以降の管財業務の概要

1 異時廃止予定ー破産手続の終了

- (株)Brillia, (株)銀座プロジェクト, (株)ティアラクチュール六本木及び(株)関西プロジェクトの4社(以下「破産4社」といいます。)について, 本日(平成30年9月19日)をもって, 破産手続について異時廃止(破産手続が終了)(予定)。破産債権に優先する財団債権が多額のため, 破産債権者の方々への配当は無し。

2 (株)東京ブライダルコンサルタント(株)TBC)の破産及び配当

- (株)東京ブライダルコンサルタント(株)TBC):平成29年3月15日, 破産手続開始決定(東京地方裁判所平成29年(7)第1572号。破産管財人:小池美和弁護士)。
- (株)Brilliaは(株)TBCに対し, 約2億円(201,637,870円)の破産債権届出
- (株)TBCの破産管財人は, 金融機関に対する否認請求(弁済金の返還請求)を実施。金融機関と和解して金融機関が(株)TBCに対し和解金支払い。
- (株)Brilliaは, (株)TBCから, 平成30年7月12日 配当金36,725,016円(配当額36,725,556円から送金手数料540円を控除した金額)受領(配当率約18.2%)

3 (株)エルジェイシー(株)LJC)の破産の破産及び配当

- (株)エルジェイシー(株)LJC)も, 平成29年3月15日, 破産手続開始決定(東京地方裁判所平成29年(7)第1571号, 破産管財人は小池美和弁護士)
- (株)Brilliaは, (株)LJCに対して, 5894万円の破産債権届出
- ((株)LJC株)の破産管財人は, 金融機関に対する否認請求(弁済金の返還請求)を実施。金融機関と和解して金融機関が(株)LJCに対し和解金支払い。
- (株)Brilliaは, (株)LJCから, 平成30年7月10日 配当金8,195,861円(配当額8,196,401円から送金手数料540円を控除した金額)受領(配当率約13.69%)

(株)Brilliaグループ ご報告事項(第4回)(2018.9.19) 2/2

第3回債権者集会(平成30年3月28日)以降の管財業務の概要

4 税務申告等-残余財産確定事業年度の確定申告等

- (株)TBC及び(株)LJCから配当金を受領して、破産財団の換価は終了。
- 平成30年8月20日に、破産者4社について、残余財産の確定証明。
- 平成30年9月11日に、破産者4社について、残余財産確定事業年度の確定申告

5 財団債権(税金等・破産債権に優先)の状況一貸借対照表ご参照

- (株)Brillia 191,861,350円
- (株)銀座プロジェクト 21,318,600円
- (株)ティアラクチュール六本木 23,313,993円
- (株)関西プロジェクト 199,900円
- 合計 236,693,843円

6 今後の進行につきまして一破産手続廃止

- 破産者4社とも、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足(財団債権も全額の支払いが出来ない)。
- 本日(平成30年9月19日)破産手続廃止(異時廃止)(予定)
- ⇒尚、破産手続廃止の証明書は、明日以降に、破産管財人のHP(<http://www7b.biglobe.ne.jp/~hasankanzai/>)に掲載予定
- 破産手続廃止後に、財団債権(税金等)の弁済手続を実施。